

第 22 号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、平成 22 年 9 月 30 日以前に解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人が残余財産分配等予納申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 321 条の 8 第 5 項の規定による申告）若しくは清算確定申告（同項による申告）をする場合又はこれに係る修正申告（同条第 27 項若しくは同条第 28 項の規定による申告）をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に 1 通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください（「この申告により納付すべき法人税割額⑦」の欄又は「この申告により納付すべき均等割額⑩」の欄に記載すべき金額が赤字額となる場合で、その金額に 10 円単位の端数があるときは、これらの欄の「00」を「0」としたうえで記載します。）。	
3 「解散法人の名称」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4 「解散法人の所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2 以上の市町村に事務所等を有する法人が、松阪市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「従前の事業種目」	解散法人の事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
6 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」	残余財産の確定した日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）をそれぞれの欄に記載します。	法人税の残余財産分配等予納申告に係る申告の場合には、記載する必要はありません。
7 「市民税の申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の残余財産分配等予納申告書に係る申告の場合は、「残余財産分配等予納」 (2) 法人税の清算確定申告書に係る申告の場合は、「清算確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正残余財産分配等予納」又は「修正清算確定」	
8 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表 20(2)）の 7 の欄の金額（同欄の金額が 100 円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が 100 円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載します。	
9 「法人税法第 100 条の規定による所得税額の控除額②」	法人税の申告書（別表 20(2)）の欄の 29 の欄の金額のうち、みなし配当の 25%に相当する金額を除いた金額を記載します。	
10 「課税標準となる法人税額及びその法人税割額③」	(1) 「課税標準」の欄の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2 以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。	税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率によってください。 ※松阪市の税率は 12.3%です。

欄	記載のしかた	留意事項
1 1 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額④」	<p>(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。</p> <p>(イ) ③の欄の金額を⑬の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑬の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に⑭の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の松阪市分の金額を記載します。</p> <p>(ロ) この金額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p> <p>(3) 「税額」の欄の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率によってください。</p> <p>※松阪市の税率は12.3%です。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の松阪市分の金額と一致します。</p>
1 2 「既に納付の確定した法人税割額」	<p>「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が法人税の清算事業年度予納申告に基づく申告によるものである場合には当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄は、当該税額が法人税の残余財産分配等予納申告に基づくものである場合には当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは、決定の基本となった申告分を含めて当該申告分の欄に記載します。</p>	
1 3 「均等割額（⑧から⑩の欄まで）」	<p>(1) これらの欄は、法人税の清算確定申告による申告及びその申告に係る修正申告の場合にのみ記載します。</p> <p>(2) ⑧の欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。</p> <p>(3) ⑨の欄は、次により記載します。</p> <p>(イ) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。</p> <p>(ロ) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑨の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載します。</p>	
1 4 「この申告により納付すべき市民税額⑫」	<p>⑦の欄又は⑩の欄の金額に△印を付した場合におけるこの欄の計算については、⑦の欄又は⑩の欄を零として計算してください。</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
15「松阪市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。</p> <p>この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)に定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。</p> <p>(1) その算定期間の中で新設された事務所等 その算定期間の末日現在の従業者数× $\frac{\text{新設された日からその算定期間の末日までの月数}}{\text{その算定期間の月数}}$</p> <p>(2) その算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数×$\frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{その算定期間の月数}}$</p> <p>(3) その算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 $\frac{\text{その算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{その算定期間の月数}}$</p> <p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。</p>	主たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合は、記載する必要はありません。
16「松阪市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	<p>残余財産の確定した日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、その残余財産の確定した日現在における従業者の数を記載します。</p>	この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。
17「還付請求税額」	<p>法人税の予納申告に係る市町村民税の法人税割額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、⑦の欄又は⑩の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。</p>	
18「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合において記載する金額は、⑦の欄に記載した金額と同額になります。</p>	
19「指定都市に申告する場合の⑨の計算」	<p>指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。</p> <p>(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。</p> <p>(2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。</p> <p>(3) 「従業者数」の欄は、残余財産の確定した日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、その残余財産の確定した日現在における従業者数を記載します。</p>	9以上の区に、事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。

【法人税割の税率】

12.3%

【均等割の税率（年額）】

資本金等の額	従業者数の合計数	
	50人以下	50人超
50億円超	410,000円	3,000,000円
50億円以下10億円超	410,000円	1,750,000円
10億円以下1億円超	160,000円	400,000円
1億円以下1,000万円超	130,000円	150,000円
1,000万円以下	50,000円	120,000円
上記以外の法人等	50,000円	

※資本金等の額とは法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社は令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）をいいます。

※従業者数の合計数とは松阪市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数をいいます。

【均等割額月割早見表】

月数 年額	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
3,000,000	250,000	500,000	750,000	1,000,000	1,250,000	1,500,000	1,750,000	2,000,000	2,250,000	2,500,000	2,750,000	3,000,000
1,750,000	145,800	291,600	437,500	583,300	729,100	875,000	1,020,800	1,166,600	1,312,500	1,458,300	1,604,100	1,750,000
410,000	34,100	68,300	102,500	136,600	170,800	205,000	239,100	273,300	307,500	341,600	375,800	410,000
400,000	33,300	66,600	100,000	133,300	166,600	200,000	233,300	266,600	300,000	333,300	366,600	400,000
160,000	13,300	26,600	40,000	53,300	66,600	80,000	93,300	106,600	120,000	133,300	146,600	160,000
150,000	12,500	25,000	37,500	50,000	62,500	75,000	87,500	100,000	112,500	125,000	137,500	150,000
130,000	10,800	21,600	32,500	43,300	54,100	65,000	75,800	86,600	97,500	108,300	119,100	130,000
120,000	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000
50,000	4,100	8,300	12,500	16,600	20,800	25,000	29,100	33,300	37,500	41,600	45,800	50,000

【納付場所のご案内】

金融機関名称	取扱店舗	
第三銀行	本店及び各支店	松阪市指定金融機関
百五銀行	本店及び各支店	
松阪農業協同組合	本店及び各支店	松阪市指定代理金融機関
一志東部農業協同組合	本店及び各支店	
中京銀行	本店及び各支店	松阪市収納代理金融機関
三重信用金庫	本店及び各支店	
みずほ銀行	本店及び各支店	
三菱東京UFJ銀行	本店及び各支店	
三重銀行	本店及び各支店	
東海労働金庫	本店及び各支店	
三重県信用漁業協同組合連合会	本店	
りそな銀行	津支店	
三重、愛知、岐阜、静岡の各県内ゆうちょ銀行（郵便局）		

【各種様式のダウンロードについて】

下記URLから市民税に関する各種様式をダウンロードできますので、ご利用ください。

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/zei/todoke-simho.html>

【お問合せ先】

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 市民税課 市民税係

電話 0598-53-4029